

那珂市小規模事業者持続化支援金【申請受付要項】

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、小規模事業者持続化補助金を活用し、経営計画に基づき行う販路開拓等の取り組みに対して、予算の範囲内において支援金を交付します。

【交付額】

支援金の額は、**最大 25 万円**とします。

※持続化補助金の補助対象経費から持続化補助金額を控除した後、なお残る自己負担分の2分の1以内の額とします。

【交付対象要件】

次のすべての要件を満たす事業者が対象となります。

- (1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、持続化補助金の補助を受けたものの。
- (2) 市内に住所を有し事業を営む個人事業主又は市内に本社・本店を有する中小企業者であること。
- (3) 申請時点において、市税に滞納がないこと

【交付回数】

1 事業者につき 1 回限り

【申請受付期間】

令和3年3月31日(水) まで

※関係書類が期間内に準備できない場合には、事前にご相談ください。

※当日消印有効

【申請書等の入手方法】

- (1) 那珂市ホームページ（下記 URL）に掲載してありますのでダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.naka.lg.jp/page/page006868.html>

で検索

- (2) 那珂市役所商工観光課、那珂市商工会で配布しています。

【申請書類】

- (1) 那珂市小規模事業者持続化支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 関係書類
 - ・ 持続化補助金の実績報告書類の写し

- ・ 持続化補助金の補助額の確定通知書類の写し
 - ・ 振込先口座が確認できる書類（通帳等の写し）
 - ・ 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ※ 必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。
また、申請書類は返却しませんのでご了承ください。

【申請方法】

郵 送

【提出先】 〒311-0192 那珂市福田1819番地5
那珂市 産業部 商工観光課 宛て

※コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3密（密閉、密集、密接）を避けるため、ご理解・ご協力をお願いします

【その他】

- (1) 申請書類を受理した後、内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を交付します。
交付（不交付）を決定したときは、後日、交付（不交付）に関する通知を郵送します。
- (2) 支援金の交付決定後、交付対象要件に該当しない事実や不交付要件に該当すること、虚偽不正等が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消し、支援金の返還を求めます。

【お問合せ先】

那珂市 産業部 商工観光課

電 話 029-298-1111（内線245）

時 間 平日 午前8時30分 から 午後5時15分まで